

平成 22 年 5 月 7 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19520595

研究課題名（和文）イスラーム国家における異教徒統治制度史の研究

研究課題名（英文） Study on the Government of non-Muslims in Islamic States

研究代表者

太田 敬子 (OHTA KEIKO)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：40221824

研究成果の概要（和文）：

本研究では、非ムスリム統治法や統治制度の正当性を巡るムスリム知識人の議論、具体的にはナジュラーンのキリスト教徒の法的処遇に関する議論を分析した。その結果、異教徒統治制度の整備・発展には、異教徒統治理論の確立が不可欠であったこと、その理論は9～10世紀に輩出した法学書・歴史書・ハディース集における様々な議論を基礎として発展し、またその時代の政治・社会情勢に大きく影響されていたことを実証的に確認した。

研究成果の概要（英文）：

This study aimed to analyze active arguments of Muslim scholars about authenticity of laws and institutions to control Non-Muslims. It was proved that theoretical establishment on government of Non-Muslims, which developed through arguments among Muslim law and historical books as well as narratives of the Prophet and his Companions from 9th to 10th century, was crucial for its institutional development. Moreover, these arguments reflected the political and social conditions of this period.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：前近代中東史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：中東社会史、マイノリティ、異文化交流、前近代イスラーム史、中東キリスト教会

1. 研究開始当初の背景

イスラーム社会史研究においては、常にイスラーム法の理論と現実の社会状況との差異に注意を向ける必要がある。イスラームの特徴は宗教と政治の不可分性にある。それに起因するさまざまな制度や現象については、従来から盛んに論じられてきた。しかしながら、思想と実践が合致しながら具現化しているイスラーム社会の実態を解明するためには、理論体系と社会の実態とを結びつけ、理論体系を動的に捉えて活用する社会史研究が今後さらに必要となろう。そこで本研究では、非ムスリム統治理論や制度の発展過程を詳細に跡づけることによって、理論と実態との差異や関連性、またそれを生みだした社会的背景について考察することを目的とした。

報告者は、従来から中東におけるイスラームの拡大と中東社会のイスラーム型への変化（イスラーム化）に関する歴史的研究を継続的に行ってきた。特に、シリア・イラク・アナトリア半島・エジプトのキリスト教社会が、ムスリム（イスラーム教徒）の支配下においてどのように変化し、衰退していったかについて、具体的な事例研究を中心に、主に被支配者側の史料を駆使して研究してきた。本研究の構想もその一環に位置づけられる。

初期イスラーム時代のマジョリティであった非ムスリムに焦点を当てた社会史研究においては、彼らの残したアラビア語・シリア語・ギリシア語・コプト語等文献を積極的に利用することが不可欠であり、報告者も「ズィンマの民」即ち被支配者のまなざしを重視した研究を推進してきた。これまでのイスラーム支配下の非ムスリム共同体に関する諸研究を踏まえて、本研究ではイスラーム法学およびハディース（伝承）学の文献を利用して、イスラーム国家制度史と中東社会史に跨る分析を試みることにした。

2. 研究の目的

本研究では、ムスリム側の視点に角度を変えて、非ムスリム統治制度の形成・発展とその正当性の論理の確立に至る経緯を検討す

ることを目的とした。特に、非ムスリム統治法や統治制度の正当性を巡るムスリム知識人の議論に注目し、その中から社会実態や社会動向を探り出すことに焦点を当てた。

本研究では法学書やハディース集を史料として取り扱い、年代記や伝記集と比較検討することを試みたが、各種史料はほとんど、9世紀以降に著述・編纂されたものである。その編纂過程において、意図的または無意識のうちに、その時代の社会状況や社会的ニーズに沿うように、さらには学者層の優位性を理論化するために、ムハンマドのスナ（確立された範例）を改変・捏造・無視したものが見られることは従来から多くの研究者によって主張され、議論的になってきた。本研究では、それらの議論とは視点を変えて、イスラームの異教徒統治制度の発展とそれを裏付ける権威を記録している様々な史料間の矛盾が内包する歴史的背景を検討し、さらに非ムスリム統治の制度と理論の骨子が確立した時代の社会状況までもを考察することを目標とした。

具体的には、イスラーム法体系が確立していった8世紀末から11世紀にかけて、ムスリム知識人達によって相次いで執筆された、税書（Kitab al-Kharaj）、財物に関する書（Kitab al-Amwal）、統治や国家体制に関する政治学・法学の書など、イスラーム国家のあり方を論じている法学的文献を検討・分析し、それに加えて、それらの典拠となっているハディース（預言者ムハンマドの伝承）州の記述の検討も行った。

その際に分析の鏡となったのは、今まで行ってきた事例研究から判明した社会の実態である。イスラーム国家における非ムスリムの処遇の問題は、イスラーム主義運動の国際政治理論を、その「実践」という面から分析することにも繋がる。イスラームの優位の下における「安全保障」と「信教の自由」という法理論に関して、歴史的視点から検討を試みることを目的とした。

非ムスリムに関する法規定は多岐に亘るが、その中核は課税・徴税に関するものであるため、本研究でもこの分野を中心に据えた。

注目するのは、課税理論の根拠となる伝承の差異や法学派による解釈の相違、特に何らかの歴史的経緯で特例とされた集団に対する課税問題である。最終的には、ほぼ同時期に出された中東キリスト教徒側の記録も分析し、ムスリム側の統治理論及び統治制度と、それに対する被支配者側の解釈を比較検討し、それらが暗示している実際の社会状況を考察することまでも目指したいと考えた。

3. 研究の方法

近年情報のグローバル化に伴い、ムハンマドのハディース集を初め膨大なイスラーム諸学の文献が、インターネットを通じて容易に参照できるようになった。その結果はイスラーム研究全体の隆盛に大きく貢献していると思われるが、それを社会史研究に積極的に利用しようとするのが本研究の新しい試みである。このようなデジタルアーカイブ化した文献は膨大な量に及ぶが、それを収集・整理・分析した上で、法制度・法理論の各論について検討する予定であった。

しかしながら、第1年度の史料収集と整理が終了した段階で、収集すべきデータの量が想定していたよりも膨大な量に上ることが判明した。このことは海外における文献調査によっても裏付けられた。そして研究テーマをさらに絞り込む必要があることの認識に至った。史料の種類や検討方法、及び理論的枠組みには変更を加えず、検討対象として非ムスリム統治における「例外事項」に焦点を絞り、そこから社会の実態を解明することにした。なぜならば、法律上の例外規定には、それを規定した（または規定せざるを得なかった）政治的・社会的背景が存在し、9世紀以来学者達の間で例外事項を巡る議論、特にその正当性を巡る議論が活発に行われ、記録にもその経緯が明確に残されているからである。

具体的に検討対象としたのは、ムハンマドと安全保障契約を締結し、彼の証文を保持していたとされるナジュラーン（現イエメンの都市）のキリスト教徒の処遇である。異教徒支配のための法制度の中で、法学者が例外事項として特筆しているのは、ナジュラーンのキリスト教徒、アラブ部族のタグリブ族、そしてジャラージマと呼ばれた山岳部族である。中でも、ムハンマドによる「お墨付き」を得たといわれるナジュラーンの民の法的処遇、さらにその後の初期イスラーム国家における処遇の変更に関しては、それをどのように正当化するか学者間の議論が盛んであった。

神の使徒として、ムハンマドはナジュラーンのキリスト教徒住民に対して、「神の保護と神の使徒のズィンマ（庇護）」を保証し、それに関して彼らに契約書を与えた。契約書

の授与とその中の規定は、ムハンマドの対異教徒政策として様々な文献によって伝えられ、イスラーム国家における異教徒政策の重要な典拠の一つとして、後代のイスラーム法上の異教徒支配の理論化や制度化に大きな影響を与えることとなった。

そこで第2年度から第3年度にかけて、次のような各種の史料の中から、ナジュラーンの民の契約についての記録を抽出し、データベース化して整理した上で、比較検討し、それぞれの記述内容・正当化の根拠等さまざまな角度から検討・分析した。

ハディース集作家	作品名
ブハーリー (810-870)	Sahih al-Bukhari
ムスリム・ブン・アルハッジヤージュ (820頃-875)	Sahih Muslim
ティルミズイー (820-30/905-910)	Sunan al-Tirmidhi
ナサーイー (830-915)	Sunan al-Nasa'i
アブー・ダーウード (807-889)	Sunan Abi Dawud
イブン・マージャ (824-887)	Sunan Ibn Majah
アフマド・ブン・ハンバル (780-855)	Musnad Ahmad
ダーリミー (797-869)	Sunan al-Darimi

年代記・伝記集作家	作品名
イブン・ヒシャーム (?-833)	Sirat al-Nabawiyah
ワーキディー(747/8-822)	Al-Maghazi
イブン・サウド(784ca-845)	Al-Tabaqat al-Kubra
ハリーフア・ブン・ハイヤート (?-854)	Tarikh Khalifat b. Khayyat
バラズリー(?-892)	Futuh al-Buldan, Ansab al-Ashraf
ヤククービー(9c-10c 初)	Ta'rikh al-Ya'qubi
タバリ(839-923)	Tarikh al-Rusul wa al-Muluk

マスウーディー(893ca-956)	Muruj al-Dhabab wa al-Ma'adin al-Jawhar
イブン・アルアシール (1160-1233)	Kamil fi al-Ta'rikh

財政の書作家	作品名
アブー・ユースフ (731-798)	Kitab al-Kharaj,
アブー・ウバイド(770ca-838)	Kitab al-Amwal
クダーマ・ブン・ジャウファル (873ca-940/8)	Kitab al-Kharaj wa Sina'at al-Kitab,
ヤフヤー・ブン・アーダム (?-818)	Kitab al-Kharaj,
イブン・ラジャブ・アルハンバ リー (?-1393)	al-Istikhraj li-lAhkam al-Kharaj

また、第3年度においては、以上のようなムスリム側の史料の検討に加えて、ムハンマドの契約書を自らの安全保障と社会的・政治的立場の保持と向上に戦略的に利用したキリスト教徒側の史料の検討も行った。ムハンマドの権威の利用は、ムスリムだけでなくズィンマの民である異教徒の側でも見られたことは知られているが、その社会的背景についての詳細な検討や歴史学的方法論を用いた内容の分析はこれまで余り行われてなかった。そこで本研究では、ネストリウス派キリスト教徒の歴史書、作者不明の『シイルト Seert の年代記』を中心に、キリスト教徒によるナジュラーンの契約の記録を検討することとし、全訳から始めて、その内容を整理分析した。

この年代記には、ヒジュラ暦 256 年に修道士ハビーブがバグダードの図書館兼研究機関であった「叡知の家 Bayt al-Hikmah」で発見し、書き写したとされるムハンマドの契約書の全文-契約書の写しと記録簿の二重の構成になっている-が掲載されている。そこに見られる、ムスリムの記録とは比較にならないほどの詳細かつ膨大な契約書の記録をムスリム側の史料と比較検討することで、イスラーム国家における異教徒統治制度と統

治理論の発展過程におけるキリスト教徒社会の状況-彼らが直面していた問題点やムスリム社会との関わり方等-を動的に分析した。

4. 研究成果

本研究の成果としては、以下の点が挙げられる。

(1) 歴史研究の理論的枠組みに関わる成果

異教徒統治制度の整備・発展には、異教徒統治理論の確立が不可欠であったこと、その理論は 9-10 世紀に輩出した法学書・歴史書・ハディース集を基礎として発展したことを実証的に確認したことが、まず本研究の成果として挙げられる。さらに、これらの著作は異教徒統治法に幅を持たせるため、「真正なムハンマドの先例 (スンナ)」を検証するだけでなく、「先例の拡大解釈の正当化」や「先例の改変の正当化」をも意図して書かれたことも確認できた。

その上で、歴史文献や法学文献に例外事例として著されている、通常の法規定外の異教徒の処遇について、それが生み出された社会的・政治的背景を分析し、史料間の相違や矛盾、情報源の偏りの原因について考察し、史料としての法学書やハディース学書の役割と歴史研究上の位置づけを論証することができた。これは今後のイスラーム史、中東社会史研究に大きく寄与するものと考えられる。

(2) 歴史事象の事実関係確認上の成果

具体的に事実関係で明らかにできたことは、まず神の使徒ムハンマドはその最晩年にナジュラーンの民に 2 つの契約証文を認めたことを確認したことである。それらは、イスラームを受け入れた集団への証書とキリスト教徒住民との契約書である。これを後代の学者達が混同して捉えたため、契約内容や契約締結までの経緯の記録に多くの矛盾が見られることになったのである。また、ナジュラーンへの徴税官の派遣について様々な記録が見られることも、イスラームにおける異教徒支配を制度化・理論化していく典拠となったハディース集や法学的著作においては、ナジュラーンの徴税権に関するウマイヤ家の権益の合法性が、故意に打ち消された可能性が高いことも分かった。

さらに、ムハンマドがナジュラーンのキリスト教徒と安全保障契約を締結したとしても、実際に記録に残されているような税を徴収することは不可能であったこと、また彼の後継者のアブー・バクルの時代においても徴税されてい

かった可能性が極めて高いことを実証的に跡付けることができた。この時期のムスリム政権とナジュラーンとの関係は、友好同盟関係の性格が強く、それを「安全保障」や「庇護」として説明しようとしたことによって史料間に多くの矛盾が生まれたことも判明した。

以上のムハンマド時代の研究における成果を基盤として、第2代カリフ・ウマルによるナジュラーンの民への追放令の合法性に関する諸説について検討を行ったが、そこから、後代の学者達の間でほぼ定説として受け入れられていた「ナジュラーンの民が利子を取得したことによる使徒ムハンマドとの安全保障契約の失効と、それに基づくウマルの追放令」という解釈は当時の状況を正確に表しているものとはいえないことが証明できた。今後重要なのは、後代の法学論争で注目される利子の取得の問題は、ウマルによる対ナジュラーン政策、さらに拡げてアラビア半島の統治方針の変更において、大きな役割を果たしていなかったことを認識した上で、初期イスラーム時代の出来事を考察することである。またそれが、後代の歴史叙述にどのような影響を与えたかを検討することであるだろう。

また、法学論争が展開した9-10世紀に至るまでの歴代カリフのナジュラーンの民への施策の記録を分析した結果、彼らの追放後も、例外的時期こそあれ、ムスリム政府がナジュラーンの移民の訴えに応じて、彼らに対してかなりの優遇措置と処遇の改善策を施行していたことを明らかにすることができた。人口減少と資産減少による彼らの勢力衰退と社会的地位の低下に積極的に関わっていたのは、政府というよりもむしろ移住先のイラクの土地所有者層であり、かえって政府はムスリムによる私掠的行為を防ぐ措置を採っていることが明確になった。

ナジュラーンの契約に関して9世紀以降活発な議論が展開した背景には、「法治国家」の建設というアッバース朝政府の明確な目標があり、それに後押しされてズインマの民にも法的に適正な処遇をすべきであるという認識が当時の知識人達の間を広まったといえる。しかしながら、彼らの多くは「ムハンマドのスナ」に反した処遇の是正を追求するのではなく、現状の「非合法状態」を正当化するための議論に流れていった。このようなアッバース朝時代のムスリム支配者層や知識人の状況を明らかにすることができた。

(3) 中東キリスト教社会史に関する成果

まず、ムハンマドの契約とその後の歴史的経緯に関するムスリム史料の検討から、初期

イスラーム時代における異教徒政策が一定かつ一貫したなものと捉えることはできず、対象となった集団や時期によって異なり、臨機応変に多様な政策が採られていたことが実証できた。その点で、法学書における異教徒に関する法規定の分析において、例外事項に着目したことが大きな成果をもたらしたといえる。

さらに『シイルトの年代記』の膨大な記録との比較検討を進めた。この年代記中のムハンマドとの契約の記録は19世紀から注目されていたが、記録の信憑性については否定的な見方が強く、20世紀前半まではネストリウス派キリスト教徒の下にムハンマドの契約書の写しが存在したこと自体にも疑問が持たれていた。本研究では、ムスリム史料との比較検討によって、ムハンマドによって書かれたナジュラーンの民への契約書は実際に存在し、その写しが彼らに保管・継承されたことは事実であるが、『シイルトの年代記』に転写された契約書（西暦828年に修道士ハビーブによって発見された契約書）は、明らかにアッバース朝時代のキリスト教徒知識人、おそらくは修道士によって作り上げられたものであることを確認することができた。

さらに、アッバース朝時代にイスラーム法体系の整備が進められ、異教徒統治に関する実定法や法理論が定められていく状況下にこの「契約書」が創造されたことに注目して史料を検討した結果、9世紀前半にはすでにネストリウス派教会の政府への影響力が弱まっていたこと、少なくともバグダード近郊においてはムスリム人口がキリスト教徒人口を凌駕し、キリスト教徒の社会的地位は、個人的な例外を除いてかなり低下していたことを実証的に解明することができた。

しかしながら、キリスト教徒の創造した「契約書」の個々の内容に関しては、現在も検討を進めている段階であり、その記述量が膨大なため成果としてまとめるに至っていない。正確さと精密さを追求した結果、本研究課題の研究期間内にまとまった論考を上梓できなかったことは反省点である。現在それは準備中であることを報告したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

太田 敬子 (OHTA KEIKI)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：40221824

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し